

議案第47号

筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和6年2月28日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部を改正する条例

筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例（平成17年条例第165号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とする。

第13条中「使用者」を「公園施設等を使用する者」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項第3号中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「別表第2各項」を「別表各項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第8条とし、

第6条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(施設の貸付け)

第5条 公園施設の売店を借り受けて飲食物等の販売又は提供をしようとする者は、市と賃貸借契約を締結することとする。当該契約した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例第5条の規定は、施行の日以後の売店の貸付けについて適用し、施行の日前の売店の使用許可に伴う使用料その他の取扱いは、なお従前の例による。